作成　２０１１年０２月０２日
改訂　２０１４年０２月２７日

製品安全データシート

１．製品及び会社情報

製品名	**ＰＳ－０２０３**（ワンパルス271）
	主用途としてさび止め油
会社名	中央油化株式会社
住所	〒174-0043 東京都板橋区坂下１丁目３４番２２号
緊急連絡先	品質保証部　品質管理課
電話番号	０３－３９６６－４１２１
ＦＡＸ番号	０３－３９６６－８４４６
受付日時	月曜日～金曜日　８：３０～１７：００
整理番号	１００１８

２．危険有害性の要約

GHS 分類

物理化学的危険性	引火性液体	区分３
健康に対する有害性	皮膚腐食性・刺激性	区分２
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分２Ｂ
	皮膚感作性	区分１
	標的臓器・全身毒性（単回暴露）	区分３
	標的臓器・全身毒性（反復暴露）	区分２
	吸引性呼吸器有害性	区分１
環境に対する有害性	水生環境急性有害性	区分１
	水生環境慢性有害性	区分１

シンボル

注意喚起語　危険

危険有害性情報
H226：引火性液体および蒸気
H315：皮膚刺激
H320：眼刺激
H317：アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H335：呼吸器への刺激のおそれ
H373：長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれ
H337：飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
H400：水生生物に非常に強い毒性
H410：長期的影響により水生生物に非常に強い毒性

注意書き

安全対策
P201：使用前に取扱説明書を入手すること。
P202：すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
P210：熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。

P223：容器を密閉して置くこと。
P240：容器を接地すること/アースをとること。
P241：防爆型の電気機器/換気装置/照明機器を使用すること。
P242：火花を発生させない工具を使用すること。
P243：静電気放電に対する予防措置を講ずること。
P260：粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。
P264：取扱い後手をよく洗うこと。
P271：屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。
P272：汚染された衣類は作業場から出さないこと。
P273：環境への放出を避けること。
P280：保護手袋を着用すること。
P281：指定された個人用保護具を使用すること。

応急措置

P301＋P310：飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
P302＋P352：皮膚についた場合：多量の水と石けんで洗うこと。
P303＋P361＋P353：皮膚（又は髪）にかかった場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。
P304＋P340：吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
P305＋P351＋P388:眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
P308＋P313：暴露または暴露の懸念がある場合：医師診断/手当てを受けること。
P314：気分が悪い時は、医師診断/手当てを受けること。
P331：吐かせないこと。
P332＋P313：皮膚刺激が生じた場合、医師診断/手当てを受けること。
P333＋P313：皮膚刺激または発疹が生じた場合、医師の診断／手当てを受けること。
P337＋P313：眼の刺激が続く場合は、医師診断/手当てを受けること。
P362：汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。
P370＋P378：火災の場合：消火に霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤を使用すること。
P391：漏出物を回収すること。

保管

P403＋P233＋P235：換気の良い所で保管すること。容器を密閉しておくこと。涼しい所に置くこと。
P405：施錠して保管すること。

廃棄

P501：内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

GHS 分類による上記注意書きに記載がない場合でも、以降の情報を参考に安全対策/応急措置/保管/廃棄に関し十分な配慮を行う事。

３．組成及び成分情報

単一製品・混合物の区別	混合物	
化学名又は一般名	石油系炭化水素及び添加剤	
成分及び含有量	潤滑油基油（鉱油）	８３～８８質量%
	添加剤	１２～１７質量%
化学特性（化学式）	特定できない。	
官報公示整理番号（化審法、安衛法）	企業秘密なので記載できない。	
ＣＡＳ　Ｎｏ．	企業秘密なので記載できない。	
危険有害成分		
化学物質管理促進法	非該当	
労働安全衛生法	鉱油	８３～８８質量%
	2,6-ｼﾞ-ﾀｰｼｬﾘ-ﾌﾞﾁﾙ-4-ｸﾚｿﾞｰﾙ	０．１～０．９９質量%
毒物劇物取締法	対象物ではない	

４．応急措置

吸入した場合：　新鮮な空気の場所に移す。体を毛布等でおおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合：　水と石鹸で付着した部分を洗う。

眼に入った場合：　清浄な水で最低１５分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。

飲み込んだ場合：　無理に吐かせないで、直ちに医師の手当てを受ける。口の中が汚染されている場合には、水で十分洗う。

最も重要な徴候及び症状に関する簡潔な情報：現在のところ有用な情報なし

応急措置をする者の保護：現在のところ有用な情報なし

医師に対する特別注意事項：現在のところ有用な情報なし

５．火災時の措置

消火剤：
１．霧状の強化液、泡、粉末又は炭酸ガス消火剤が有効である。
２．初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。
３．大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。

使ってはならない消火剤：棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。

火災時の特定危険有害性：現在のところ有用な情報なし

特定の消化方法：
１．火元への燃焼源を断つ。
２．周囲の設備等に散水して冷却する。
３．火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。

消火を行う者の保護：　消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

６．漏出時の措置

人体に対する注意事項：　作業の際には、必ず保護具を着用する。

環境に対する注意事項：
１．河川、下水道等に排出されないように注意する
２．海上の場合、薬剤を用いる場合には、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

除去方法：
１．周辺の着火源を取り除く。
２．小量の場合は、土砂、ウエス等に吸着させ回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
３．大量の場合は、漏洩した場所の周囲にはロープを張るなどして人の立入りを禁止する。漏洩した油は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器に回収する。

４．海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、すくい採ったり、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

二次災害の防止策：
１．漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
２.付近の着火源となるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

７．取扱い及び保管上の注意

取扱い：

技術的対策：
１．指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
２．炎、火花又は高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。
３．静電気対策を行ない、作業衣、靴等も導電性の物を用いる。
４．危険物が残存している機械設備などを修理、又は加工する場合は、安全な場所において危険物を完全に除去してから行う。
５．飲まない。
６．皮膚に触れたり、目に入る可能性がある場合は、保護具を着用する。
７．ミストが発生する場合は、呼吸器具等を使用してミストを吸入しない。
８．容器は必ず密閉する。

注意事項：石油製品から発生した蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気等への注意が必要である。

安全取扱い注意事項：
１．常温で取扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
２．ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。

保管：

適切な保管条件：
１．直射日光を避け、換気の良い場所に保管する。
２．危険物の表示をして保管する。
３．熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

適切な技術的対策　保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。

注意事項：ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

安全な容器包装材料：
１．容器に圧力をかけない。
２．容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

８．暴露防止及び保護措置

設備対策：ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。取扱い場所の近くに、目の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

管理濃度：設定されていない。（作業環境評価基準：平成２１年厚生労働省告示第 194/195 号）

許容濃度：　日本産業衛生学会（２０１０年度版）
　３mg／m^3（鉱油ミストとして）　（文献　1）
ＡＣＧＩＨ（２０１０年度版）
　時間荷重平均（ＴＷＡ）値
　５mg／m^3（鉱油ミストとして）　（文献　2）

保護具：
- 呼吸器用の保護具：通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
- 手の保護具：耐油性のものを着用する。
- 目の保護具：飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
- 皮膚及び身体の保護具：耐油性の長袖作業服等を着用する。
- 適切な衛生対策：濡れた衣服は脱ぎ、完全に清浄してから再使用する。

９．物理的及び化学的性質

- 形状：液体
- 色：茶褐色
- 臭い：臭気あり
- 凝固点：データなし
- 分解温度：データなし
- 引火点：２１℃以上（ＰＭ）
- 発火点：データなし
- 爆発特性
  - 爆発限界　下限：１容量％　上限：７容量％（推定値）
- 蒸気密度：データなし
- 密度：０．８３ｇ／ｃｍ$_3$
- 溶解性：水に対する溶解性：不溶
- オクタノール/水分配係数　データなし
- その他のデータ
  - 初留点：データなし

１０．安定性及び反応性

- 安定性：通常の条件では安定。
- 反応性：強酸化剤との接触を避ける
- 避けるべき条件：ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないよう注意する。
- 避けるべき材料：現在のところ有用な情報なし。
- 危険有害な分解生成物：燃焼の際には一酸化炭素等が発生する可能性がある。
- その他：現在のところ有用な情報なし。

１１．有害性情報

- 急性毒性：経口　ラット　ＬＤ$_{50}$：5g／kg以上
- 皮膚腐食性・刺激性：皮膚刺激がある。
- 眼に対する重篤な損傷・刺激性：眼刺激がある。
- 感作性：アレルギー性皮膚反応を起こすおそれがある。
- 生殖細胞変異原性：現在のところ有用な情報なし。
- 発がん性：基油：ＩＡＲＣでは、グループ３に分類（ヒトに対して発がん性について分類できない）に分類され（文献　3）、ＡＣＧＩＨでもほぼ同様

の分類がなされている。（文献　４）
ＥＵによる評価：発がん性であるとの表示は必要ない。
（文献　５）

添加剤：　現在のところ有用な情報なし。
生殖毒性：　現在のところ有用な情報なし。
特定標的臓器・全身毒性
（単回暴露）：　呼吸器への刺激のおそれがある。
特定標的臓器・全身毒性
（反復暴露）：　長期にわたる、又は反復暴露による臓器の障害のおそれがある。
吸引性呼吸器有害性　４０℃の動粘性率が２０．５㎟/s 以下の炭化水素でありヒトの摂取により肺への吸引を起こし、その結果油性肺炎又は化学性肺炎をもたらすとの報告がある。

１２．環境影響情報

移動性：　物理化学的性質から見て、大気、水系、土壌環境に移動しうる。
残留性・分解性：　現在のところ有用な情報なし
生体蓄積性：　現在のところ有用な情報なし
土壌中の移動性：　現在のところ有用な情報なし

１３．廃棄上の注意

１．事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行なっている場合にはそこに委託して処理する。
２．投棄禁止
３.埋立て処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定めた基準以下であることを確認しなければならない。
４．燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行なうと共に、見張り人をつける。

１４．輸送上の注意

国際規制：
国連分類：　クラス３（引火性液体）
国連番号：　１２６８
国内規制：
陸上：
容器：　「危険物の規制に関する規則別表第３の２」に該当する容器を使用する。容器は「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第６８条の５」に定める容器試験基準に適合していることを自主的に確認すること。
容器表示：　１．第二石油類、危険等級Ⅲ、潤滑油
２．数量
３．火気厳禁
積載方法：　１．容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。
２．指定数量以上の危険物を車輌で運搬する場合には、総務省令で定めるところにより、当該車輌に標識を掲げる。又、この場合、当該危険物に該当する消火設備を備える。運搬時の積み重ね高さは

３m以下とする。
３．第一類及び第六類の危険物及び高圧ガスとを混載しない。

道路法：　施行令　第１９条の１３（通航制限物質）
海上：　船舶安全法、危規則　第３条危険物　告示別表第５　引火性液体類
航空：　航空法施行規則　第１９４条危険物　告示別表第３　引火性液体類

輸送の特定の安全対策及び条件：
輸送前に容器の破損、腐食、漏れのないことを確かめる。転倒、落下、損傷のないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行う。容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬する。当該法規に従い、包装、容器、表示、輸送を行う。本製品は、引火性液体なので、「火気厳禁」。

１５．適用法令

消防法	危険物第４類第２石油類危険等級Ⅲ
化学物質管理促進法	非該当
労働安全衛生法	通知対象物
海洋汚染防止法	油分排出規制（原則禁止）
下水道法	鉱油排出規制（５mg／l）
水質汚濁防止法	油分排出規制（５mg／l　許容濃度）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特別管理産業廃棄物
道路法	施行令　第１９条の１３（通航制限物質）
船舶安全法、危険物船舶輸送及び貯蔵規則	危規則　第３条危険物　告示別表第５　引火性液体類
航空法	施行規則　第１９４条危険物　告示別表第３　引火性液体類

１６．その他の情報

引用文献

１．許容濃度の勧告（2010）、日本産業衛生学会
２．Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices，ACGIH(2010)
３．IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans (2006)
４．米国産業衛生専門家会議：ACGIH documentation(2006)
５．EC 理事会指令「67／548／EEC」の付属書１「危険な物質リスト」

製品安全データシートは、危険有害な化学製品について、安全な取扱いを確保するための参考情報として、取り扱う事業者に提供されるものです。
取り扱う事業者は、これを参考として、自らの責任において、個々の取扱い等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願いします。
従って、本データシートそのものは、安全の保証書ではありません。